

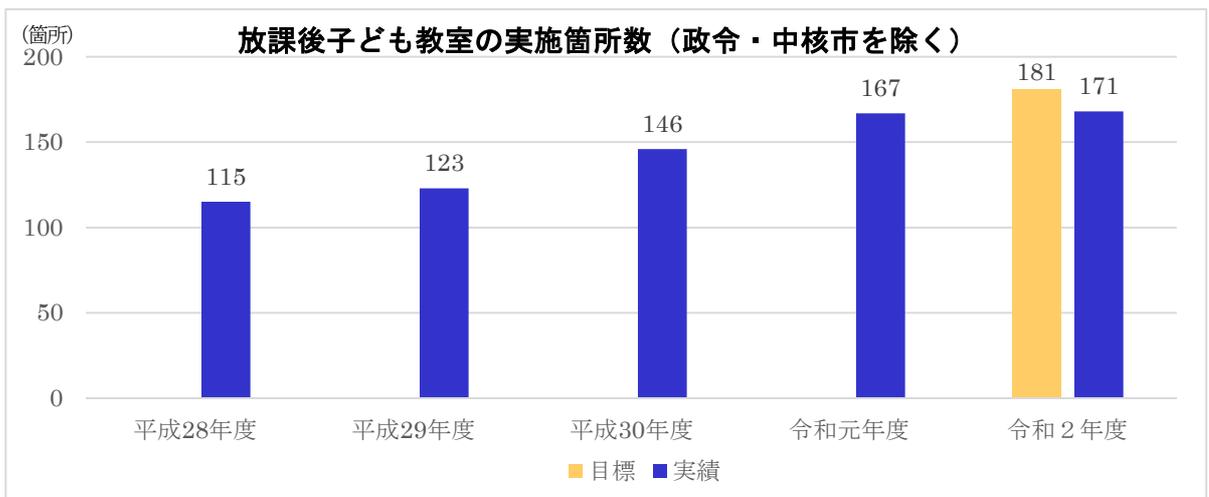
IV

子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

① 放課後子ども教室等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」を実施する24市町村171か所（政令市・中核市を除く。「朝の子どもの居場所づくり」を行う1町2か所を含む。）に対し、設置、運営経費の一部を補助した。 「地域未来塾²」を実施する2市町4か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」等の設置が進まない市町村があり、拡充に向けては指導者や参加スタッフの確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、「放課後子ども教室」の実施主体である市町村へのきめ細かな情報提供や情報交換を行うほか、研修等による人材育成など継続的な支援を行っていく。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の充実と積極的な活用を働きかけていく。 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけていく。



※令和元年度以前の目標値が未設定であるのは、令和2年3月に「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	予習復習や宿題などの指導、英語、科学実験、自然観察
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ダンス、一輪車、ボッチャ
その他	工作、手品、囲碁・将棋、ボードゲーム、昔遊び、救急法、町民文化祭参加、手話

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 地域未来塾

地域資源を生かし、学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る取組み。

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中学校（政令市を除く）1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付した結果、保護者や教職員からは「内容が分かりやすい」、「色々な場面で活用できる」といった声が寄せられた。 家庭教育や子育てについての学習機会の提供等の保護者への支援に取り組む3市町（政令市・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助した。また、市町村職員等を対象とした研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化したり、子育てに不安を感じたりする保護者が少なくないため、保護者や市町村に対して、より効果的な家庭教育支援の取組みを示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を継続して実施していく。 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容、保護者が楽しみながら参加できるような事例について、市町村に情報提供し、より周知を図っていくとともに、「新しい生活様式」を踏まえた研修等の実施方法を検討していく。 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後提出される答申を踏まえながら、施策について検討していく。
取組み2 高校生等への就学支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³を貸付希望者全員（1,903人）へ貸付けた。 高等学校奨学金の募集案内等が分かりやすい記載になるよう努めるとともに、県ホームページに制度の全体像を掲載した。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴を支給対象である申請者全員（12,116人）へ支給した。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵を受給資格者全員（102,456人）へ支給した。 高等学校等就学支援金の受給認定処理については、事務処理を見直し、令和元年度より認定処理の時間短縮が図られた。 就学支援金システムの受給認定処理の基となる課税地の誤記によるエラーを防止するため、申請書等の改善を図った。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないように、案内文等を修正した。 就学支援に関する3つの制度を周知するため、県ホームページの県教育委員会トップページに一括して掲載し、必要な情報を分かりやすく、すぐ見られるよう改善を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学金の貸付制度について、アンケートを実施した結果、利用者等から様々な意見が寄せられたため、それらの意見を十分に踏まえた見直しを行うことが課題である。

3 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

4 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

5 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充が課題である。 ・ 高等学校等就学支援金の受給認定処理については、令和元年度より認定処理の時間短縮が図られたが、更なる短縮化が課題である。 ・ 就学支援制度について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認するケースがあるため、より分かりやすい情報提供が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校奨学金の貸付制度について、授業料補助や高校生等奨学給付金の充実が図られる中で、現行制度を検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 ・ 就学支援制度の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。 ・ 高等学校等就学支援金の受給認定処理について、税情報照会の早期化を図るなど、更なる認定処理の短縮化を図っていく。 ・ 就学支援制度について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないよう、引き続き周知に努めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 子育て・家庭教育への支援については、県としては市町村への補助と高校生等への支援が課題になるが、これまでの施策が評価できる。
- 義務教育段階の児童・生徒たちには、その生活環境、家庭環境等の違いにかかわらず、将来の成長に資する、一定レベルの学力と生活習慣の獲得、社会的体験の付与等が必要である。よって、それらに供する多様な社会経験や学習機会の提供は、教育行政における重要な役割・責務であり、特に、中柱1のような“子どもの居場所づくり”の取組みは、引き続き、地域への積極的な働きかけ、運営ノウハウの提供、人的支援等、前向きに推進していくことが求められる。
子育てや家庭教育の違いによる格差、不公平が極力生じないように、地域の実情をきめ細かく把握し、有意な活動・取組みに対する支援策を効果的に講じられるよう、期待する。

【中柱1-①について】

- 放課後子ども教室への補助は今後も継続させ、教室増を促してもらいたい。地域未来塾については、経済的背景による教育格差を是正するためには県内4か所では課題視されよう。

【中柱2-①について】

- 「ハンドブック」の作成・配布は高く評価できる。ただ、保護者等の中には家庭教育やしつけに課題を抱えているにもかかわらず、家庭教育学習の場に出向かない者もいる。そうした保護者は潜在的ニーズを持っていると考えられることから、気軽に楽しく参加できる家庭教育学習事業のモデルを作成するとともに、市町村の家庭教育学級等への補助の拡充を促したい。また、家庭教育支援の在り方の検討も課題だと言える。
高校生等への就学支援はコロナ禍にあってもますます重要な役割を果たすことになる。手続の効率化や条件緩和は高く評価できる。今後、事業拡充とともに、特に広報の工夫が重要な課題になる。